

八世紀における大伴的と藤原的：大土地所有の進展 をめぐって

竹内，理三

<https://doi.org/10.15017/2335168>

出版情報：史淵. 52, pp.1-18, 1952-05-01. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

八世紀における大伴的と藤原的

——大土地所有の進展をめぐつて——

竹 内 理 三

一

藤間生大氏によつて唱導された律令体制における二元性、即ち律令体制によつて表現されてゐる古代國家には、豪族と貴族、家父長と行政官、政治家と官僚、古代家族と封祿等々、あらゆる意味において二元的なものが含まれており、豪族・家父長・政治家・古代家族を代表する勢力として大伴氏が存在し、これに對して、貴族・行政官・官僚・封祿的なもの——即ち律令体制を發展させ、それによつて自己の政治的地位を確立しようとするものとして藤原氏があり、この兩者の具体的な相尅として古代政治を理解しようとする見解は、最近北山茂夫氏によつて批判をうけた如く、その論理に一貫性を缺くのみならず、兩氏の史觀から見れば、明らかに無意味なものであらうけれども

北山茂夫氏「七四〇年における藤原廣嗣の叛亂」〔法と經濟第一一六號所収〕

歴史における權力の機能についてかなりな重要性をみとめる筆者にとつては、矢張り捨て去り難き一見解と考へるのである。北山氏も亦權力をめぐつての争鬭における性格として、この藤原氏と大伴氏の對立をみとめてゐられるが、筆者も亦、八世紀の大土地所有の進展過程において、これをみとめようとするものである。

二

墾田は古語でハリタといふ。類聚名義抄によれば墾はハル、カヘス、オコス、ヲサム、カキ、ホル、などと訓み、ハルはホルの轉化したもの、即ち地をホリ、木の根草の根をほつて田としたものである。墾田をハリタといふものと解せられてゐる。而してホルといふのは、朝鮮語にその語源を求めることも出来るやうである。古代語の語源を朝鮮語に求めることは屢々行はれることであるが、紀記の所傳によれば、ヤマト朝廷が多くの半島人を用ひて大規模な水田開發を行つたといふことから、ハルの語源を朝鮮語に求めることは、或は妥當であるかも知れない。既に墾開されたものは水田であり、大化改新に當つて一應全て公地とされた次第である。大化改新の年の八月に國司に命じて「國々の堤を築くべき地、溝を穿つべき所、田を墾るべき間トコロは、均しく給ひて造らしめよ」とある詔は、墾開可能地（これを未開地といふ）は百姓に均給してその溝境と共に造らしめよといふのであつて、水田の均分主義である班田法と同じ精神に貫かれてゐることを示してゐる。然しこの詔は班田法とは異つて、その効果は全然期待されなかつたらしく、大寶令に至つては、墾田開發についてやゝ異つた方針を示した。大寶令では、墾田開發は國郡司の考課の一として數へられ、考課令に、「凡國郡司……其勸課田農、能使豐殖者、亦准見地爲十分論、加二分各進考一等、每加二分進一等」とし、その疏文に、「謂熟田之外、別能墾發者」とあり、同令に官人即ち國郡司が、所部の界内において空閑地ありて、佃せんことを願ふあらば、任に營種を聽せ、替解の日に公に還せとある條文に對する古記の註によれば、「替解之日還官收授、謂百姓墾田者、待正身亡、即收授、唯初墾六年內亡者、三班收授也、公給熟田尙須六年之後收授、況加私功、未得實哉、擧輕明重義、其租者、初耕明年始輸也」とみえて、大寶令では明らかに墾田は、有期的用益權をその當事者にとめたにすぎない。従つて農民の墾田經營の現實的需要が、口分田の收穫高と生計費及び租庸調雜徭等の負擔の不均衡から當然あつたに拘はらず、現實においては、大化以後大寶令に至る間の墾田が、八世紀以後ほど進められた形跡はみとめられない。土地生産力に依存する當時にあつて、田地所有欲が人々の間に旺盛であるべきは當然でありながら、養老七年のいわゆる三世一身法の施行の詔に

「頃年百姓漸多、田地窄狹」といひ、天平十五年の墾田永代私有令の言葉には、「限滿之後、依例收授、由是農夫怠倦、開地復荒」とのべてゐるのは、恐らく實情を示したものであつて、この事は一面、大化後の田地公有主義が、墾田にも貫徹してゐたことを示すものといわなくてはならぬ。

然し、かうした實情にも拘はらず、一方では、大化以後にも貴族の大土地所有は進捗してゐた。この大土地所有は、必ずしも廣大な田地の所有を意味せず、大化改新に、百姓と利を與にせよとせられた菌池水陸の地において進捗したのである。大化元年八月、東國の國司にその施政方針を指示した詔の中に、「凡國家所有公民、大小所領人衆、汝等之任、皆作戶籍及校田畝、其菌池水陸之利、與百姓俱」とあり、この菌池水陸が如何なる内容のものかは、この文だけでは斷定できぬが、これが養老令雜令の、「山川藪澤之利、公私共之」といふ條文に法文化されたものであることは否定できない。而して山林藪澤は山川原野を指すものであることは言ふまでもなく、この山林原野に總有的な規定を與へたところに、大土地所有の發展する間隙があつたのである。天武四年に、嘗て天智三年に諸氏に賜ふた部曲を再び廢止すると共に、「親王諸王及び諸臣並びに諸寺に賜へる山澤嶋浦林野陂池は、前も後も除めよ」とあることによつても、この公私共利は、容易に私的な占有に轉化するものであることがうかがわれる。果して慶雲三年三月の詔に、

軒冕之群、受代耕之祿、有秩之類、無妨於民農、故召伯所以憩甘棠、公休由其拔園葵、頃者、王公諸臣多占山澤、不事耕種、競懷貪婪、空妨地利、若有百姓採柴草者、仍奪其器、令大辛苦、加以被賜地、實止有一二畝、由是踰峯跨谷、浪爲境界、自今以後、不得更然、但氏々祖墓及百姓宅邊、栽樹爲林并周二三十許步、不在禁限。

とあるのは、正に貴族の大土地占有の手段を示したものであり、更に彼等の占有せる山澤が、實質的には耕種し得る、即ち田地となし得る地を含んでゐるところに、大土地所有が、墾田開發と結びつく契機があつたのである。これより五年後の和銅四年十二月にも、

親王已下及豪強之家、多占山野、妨百姓業、自今以來、嚴加禁斷、但有應墾開空閑地者、宜經國司、然後聽官處分。とあり、翌々六年には、

諸寺多占田野、其數無限、宜自今以後、數過格者皆還收之。

とあるのは、諸寺についてであるけれども、山澤から山野となり、更に田野となつて、山野占有が結局墾田開發、開發した田地の占有へと進展することを最も端的に示してゐる。而もかうした山野占有が、當時では未だ全面的な墾田所有にまで發展しなかつたのは、最初にのべたやうな、墾田私有制限についての公權力が強く働いてゐたために外ならない。

三

かうした墾田に對する公權力の壓力も、いわゆる王臣勢家の執拗な土地占有意欲の前に、八世紀の政治界の情勢に伴つて次第に却けられて行つた。大化以後、初めて王公諸臣諸豪の山野占有を禁斷する措置がとられたのは、和銅年間のことであり、抑制する方針が示されたのは慶雲末年のことである。この頃は、穗積親王が知太政官事として、皇親政治が最も順調に行はれつゝあつたときである。いわば皇親の恣意が最も行ひ得易い時期でもある。しかも山澤山野占有を禁ぜられる對象が、「王公諸臣」であり「親王已下及豪強之家」で、親王・諸王がその首にあげられてゐることは注目すべきであらう。この頃親王諸王が何人在世中であつたか、竹島寛氏の調査によれば、親王として、天智系に施基親王一親王、天武系に舍人親王・新田部親王・長親王・穗積親王・忍壁親王の五親王、内親王には、天智系に泉内親王・水主内親王・御名部内親王・阿閉皇女（但し慶雲四年即位して元明天皇となる）の四内親王、天武系に但馬内親王（但し和銅元年薨）。田形内親王・託基内親王・泊瀬部内親王の四内親王で、都合慶雲年間に十四人、和銅年間に十一人といふ數を示してゐる同氏「王朝時代に於ける皇親の御員數」（「王朝時代皇室史の研究」所收）。内親王といえども、大土地占有者としての性格は親王と全然變らず、例へば天智天皇々女

水主内親王は、近江國甲賀郡水主莊の所有者であり、この莊は寶龜六年弘福寺に施入せられた(東寺文書禮延久二年三月十一日弘福寺田數帳)八世紀の末になれば桓武天皇

々女朝原内親王弘仁八年薨は、美濃國厚見莊墾田一百一十七町三百三十九步、越前國横江莊墾田一百八十六町五段二百步、越

後國土井莊墾田二百町を、その歿後遺言して東大寺に施入するほどの大土地所有者であり、正倉院文書弘仁九年三月廿七日酒内親王家施入狀(平安遺文四五號文)年十一月壬午條

書) 同じく桓武天皇々女布施内親王弘仁三年薨は、その歿後に遺領七百七十二町を東寺西寺に施入せられたが、日本後紀弘仁三年十一月初七日

その中、東寺に施入の分は、伊勢國大國莊・攝津國垂水莊・越前國高興莊・同國赫島莊の四ヶ莊を數える東寶記七。諸王の數

は、親王ほど正確に求めることは不可能であるが、慶雲三年二月詔して、五世王を皇親としたのによれば、文武天皇から

五世をさかのぼつた諸天皇の子孫何れも皇親の諸王としての地位を得たわけで、用明天皇五皇子、舒明天皇二皇子、天智

天皇三皇子、天武天皇十皇子の子孫がこれに概當するとすれば、慶雲和銅頃の諸王の數は、少かつたとは思はれない。そ

の數は、天平五年に殿前に集めて米塩を賜つた諸王の數二百十三人とあることによつて、續日本紀、その大概を推測することが

できる。慶雲乃至和銅の山澤山野占有を抑制する詔が、こうした親王・諸王をも強い對象としてゐることは、この時の皇

親政治の性格を示すものであり、同時に親王・諸王——いわば皇族群が、大土地所有者とならうとする傾向が強かつたこ

とを、反面に示すものであらう。このことは、律令制によつてその權威を確立し、農民を支配し、俸祿によつてその地位

を保たうとする律令官僚的意欲とは、正に正反對のものであるといわねばならない。そこで慶雲年間は、大寶令の完成し

た大寶年間につゞく年代であり、和銅年間は、これまで大納言であつた藤原不比等が、右大臣となつて、知太政官事穂積

親王の下に、太政官政治に參劄してゐた年代である。藤原不比等は、既に大寶令の制定にも、刑部親王總裁の下に關係し

てゐたのであり、養老令には總裁的地位においてこれを制定したのである。従つて彼が、律令的官僚精神に徹してゐたで

あらうことは、疑ひなからう。當時太政官には、石上麻呂・大伴安麻呂・阿倍宿奈麻呂・小野毛野・下毛野古麻呂等が、
大臣・大納言、或は中納言、又は參議として朝政を參議しており、いわゆる大化前代の舊族も參加してゐたけれども、不

比等に對する天皇の信頼は深く、未だ大納言であつた慶雲二年五月に病臥した際には、詔して度者二十人を賜ひ、兼ねて布四百端・米八十石を京の諸寺に施こし、この功德を以て彼の病の平癒を祈つた、度者を賜ふことの始であると公卿兼任に註してゐる。このことは續紀及び扶桑略記にも見えないことであるが、その記事は頗る蓋然性にとみ、彼の政治的地位をうかがふことができる。まして和銅元年元明天皇の即位間もなく右大臣となり、和銅八年（改元靈龜元年）穗積親王薨後には、太政大臣に擬せられたほど、その政治的地位は高かつた。この時期に律令の根本主義に反するが如き山野占有が抑制せられるのは當然であらう。抑制の理由として、山野占有が、「百姓の業を妨げる」ことをあげてゐることは、農民の要求によつてこの抑制の詔が出たものとも考へられるが、然し當時それほど農民の意識が昂つてゐたとは思はれず、矢張り公民の收取に國家の基礎をおくといふ律令の機構に根ざしたものであり、この機構を維持しようとする意欲が、古代的な貴族の大土地所有の意欲に打ち克つたものとみるべきであらう。山野抑制が、親王諸王以下の勢力そのものを抑制することを目的としたものでなかつたことは、慶雲三年三月の詔を出した翌年四月に、詔して親王已下四位已上及び内親王・諸王・嬪命婦等の封戸を益し與へ、和銅七年正月には、長親王・舍人親王・新田部親王・志貴親王に各封二百戸、長屋王には一百戸を益し、令制では半給と定めた封戸の田租を全給するの新例を認め^{續日本紀}たことが、山野の代償を與へたものと考へられることによつても明らかである。親王王臣の古代的な土地占有を、律令的な俸祿に切りかへようとする努力がまざまざとみとめられる。

然るに藤原不比等が養老四年に歿し、舍人親王がその後をついで知太政官事となり、その下に高市皇子の王子長屋王が右大臣となり、ついで左大臣となつて政務にその地位を占めると情勢は變じた。舍人親王は、日本書紀編修の總裁であつたことは言ふまでもないことであるが、おそらくその過程において大化前代の舊氏族とは、親近な交渉を持つてゐたと推測せられる。長屋王は母は天智天皇の皇女であり、その室として草壁皇子の女吉備内親王をもつた純粹な天皇氏族の一人で

あり、藤原不比等の女光明子が聖武天皇の皇后となることに對する最も有力な反對者であつたと推測されてゐる人物である。いわば反藤原的であり、而も王の室の一人には、ひいては藤原氏ほど忠實な律令精神の遵奉者たること期待できなかつたのではあるまいか。大寶令を修訂した養老令ができてゐても、その施行を取立てしなかつたのも、あながち大寶令と養老令とが、大同であり小異にすぎなかつたためでもあるまい。養老四年藤原不比等が歿して、翌五年正月には長屋王が大納言から右大臣にすんだのであるが、その翌六年閏四月に良田一百萬町歩の開墾計畫を太政官より發表した。これによれば、その地は膏腴の地をえらび、國郡司をして部内の人夫を差發（徵發）して、十日つゞ役せしめ、これに糧食を給し、用ひる調度は取敢えず官物を借し、秋收の後に收穫を以て造り備へしめる。若し國郡司が詐つて仕事をすゝめないものは解任し、會赦の恩典をも蒙らしめない、といふのが一つ。更に百姓にして荒野閑地を開墾して、雜穀三千石以上の收穫を得る者には勳六等を、一千石代上を得る者には終身課役を免する、現在八位已上の位を帯びてゐる者は勳等を一階のぼせる。但し酬賞をうけて後に營田を怠れば、位記を奪ひ本色にかへす、といふのである。これは、「勸農積穀、以備水旱」といふのであつたけれども、今日ですら國內水田四百萬町歩を上下してゐることから考へれば、當時の一百萬町歩開墾が机上計畫的なものにすぎないことは明らかであり、その眼目は、三千石の收穫、即ち米として一百二十町歩、一千石は四十町歩を開墾し得る有勢者に期待し、有勢者の田地所有欲を律令的な勳位を以ておきかへようとしたものである。然し、一百二十町は勿論、四十町歩の開墾も、天平勝寶頃の東大寺の例からみても容易ならぬ大事業であつた。従つてその効果は殆んど期待されなかつたものと思はれる。その結果、翌七年四月（AD七二三）いわゆる三世一身法の施行となつた。これによつて、新たに溝池を造つて開墾を營んだ者は、多少に拘はらず三世傳へしめ、舊溝池によつて營んだものは一身の間給することとなつた。この時には明瞭に「頃者百姓漸多、田地窄狹」とのべてゐる。前年では水旱に備へるためと述べて、律令制の缺闕をおぼへたが、事態は最早やそれを許さなくなつてゐるために、その眞實の理由をあげたものと

つた。そのあとに出でて政務を擔當したのは、光明皇后の異父兄に當る橘諸兄である。彼は不比等の室縣犬養宿禰千代

(後に橘姓)が先きに美努王の室として生んだ子である。彼は藤原四子の歿後、直ちに右大臣となり、政務を擔當した。

天平十五年(A D七四三)墾田永代私有令は、彼の執政中に、「勅」によつて發せられたものであるが、時に知太政官事とし、既に名目化してゐた。時

この頃の知太政官事は、先づ養老七年の三世一身法が、期限が來ると收公するので、農夫は倦怠して折角地を開いても再び荒してしまふ有様である、よつて以後は一切、永年收公することはしない、たゞ國司が在任中、任地で開いたものは、前

格の規定によるとし、但し、①開墾者は國司の許可を要する、②百姓の妨となるやうな土地の占有は禁ずる、③許可を得

ても三年耕さねば他人に開かせる、④位階によつて開墾面積に次のやうな制限を加える、即ち、親王一品及び臣下の一位

は五百町、親王二品及び臣下二位は四百町、親王三品四品及び臣下三位は三百町、臣下四位は二百町、五位は百町、六位

以下八位已上は五十町、初位以下庶人は十町、郡司大領少領は三十町、主政主帳は十町。この制限が何を標準にしたもの

かは明らかでないが、最高五百町と庶人十町との差は餘りに大きく、而も五位以上と以下との段階も大きい。かうした甚

しい段階を設けたところに諸兄の政治的な意圖をみとめることができるのであつて、この制限が有勢家の無制限なる圍ひ

込みを抑制するといふよりも、かやうな大差をつけ、政界の中心勢力である中央貴族群との妥協をはからうとしたもので

あらう。この頃諸兄は、彼が主唱した恭仁京の經營は、豫期に反して停頓したばかりか、これより先、天平十二年に彼の

政權の有力な黒幕者である玄昉及び吉備眞備の排斥を名目とした藤原廣嗣の叛亂も亦、彼の立場を安易ならしめるもので

はなかつたであらう。廣嗣亂の性格については北山茂夫氏の「前掲論文」がある。廣嗣は、藤原宇合の子で、大和守から大宰少貳として遠く西僻に却けら

れたが、大宰府にあつてその大宰少貳たる官人的條件、官人的權威によつて、大宰管内諸國の兵をすべて動員し、亂は一

ヶ月に及んだ。諸兄の恭仁京遷都の計畫は、この亂によつて促がされた形跡がある。而も恭仁京の經營は官人庶民の間に

ひろく不満を起して渉らなかつた。しかも一方近江の信樂宮において大佛造營をも始めようとする年である。天平十諸兄

ひろく不満を起して渉らなかつた。しかも一方近江の信樂宮において大佛造營をも始めようとする年である。天平十諸兄

は、恭仁京經營の失策をおほひ、また今正におこさんとする大事業のために、王臣勢家の協力を得、兼ねて農民の不滿を緩和する政策としてとつた一つが、墾田永代私有令であらう。

更にこの大土地所有者の有力な分子として寺院があつた。わが國に入つて來た佛教は、大陸において既に宏大な伽藍式に發達した寺院を伴つたものであつたため、その發展には大きな物質的消耗を伴つた。とくに聖德太子以來、國家の中に占めて來た佛教の地位は、大化改新に當つても、寺田は神田と共に廢止されることなく、却つて新たに山と田を寺院に加へるといふ有様であつたし、令制においても、寺田を公田に准ずるものと解してゐたのであつた。而も寺院はその本質において國家そのものではなく、むしろ國家に寄生し、國家に對立すべき性格を有し、令制で、官人百姓が田宅園地を寺院に捨施し、又は賣易するを禁じてゐるのも、この本質が潜在的に意識されたものであらう。従つて和銅六年に、諸寺が多くの田野を占めて、その數限りなきを以て、以後、格に過ぐるものは皆これを還收したのも、律令精神の忠實なる遵奉者不比等の執政時代には當然のことである。かうした寺院の大土地占有も、その背後にはやはり豪族有勢家の土地所有欲と密接に結びついてゐるのであつて、不比等執政中の靈龜二年（AD七一九）寺院の整理が行はれたが、その動機となつた近江守藤原武智麻呂の奏言に、部内の諸寺は、いづれも多くも境域を占めて造つてあると稱して虚名の名籍を上つてゐる、そのわけをさぐつてみると、全く寺が所有するところの田園の利を擅越が獨占しようとするためである、若しこれを匡正しなかつたならば、佛法は滅亡するであらうとのべてゐる。慶雲和銅年間は、この奏言によつて寺院の統合整理が行はれ、その方針は天平初年までつづけられたが、天平七年にはこれも破棄せられ、六月五日勅曰、先令并寺者、自今以後、更不成者、准前并之、其既并造訖、須并、宜令寺々務加修造、若有懈怠、不肯造不須分拆（續紀）天平十九年には、天下の百姓にして、造塔せんことを願ふものは、皆これをゆるすに至つた。これが天平十五年の墾田私有令と相俟つて、寺院の土地占有を急速に促進したものと考へられる。天平勝寶元年七月、諸寺の墾田高を定めて、大倭金光明寺四千町、元興寺二千町、大安寺・藥師寺・興福寺・大倭法華寺・諸國々分金光明寺寺別各

一千町、弘福寺・四天王寺・崇福寺・新樂師寺・建興寺・下野樂師寺・筑紫觀世音寺別各五百町、諸國法華寺々別四百町、自余定額寺々別一百町としたのである。これを續紀に「定諸寺墾田地限」と稱してゐるけれども、これは諸寺の墾田地を抑制・縮少せしめるといふことを意味したのではない。その理由は、第一に、この決定が、この年四月東大寺の落慶を祝ふて行はれた諸寺への捨施の行爲の一連として行はれたこと。従つて、その祝意を否定するやうな内容を含むとは考へ難い。第二に、天平十九年の諸寺資財帳をみると、法隆寺は田園山野二千三百二十六町餘、大安寺は水田三百十六町餘の外に墾田地一千五百二十六町、元興寺も水田四百三十九町をあげてゐるが、此等諸寺院の資財帳は何れも「寧樂遺文」卷上に收めてある、法隆寺の二千三百二十六町餘の中の約一千九百町は墾田地でない山林嶋岳であり、大安寺の墾田地一千五百二十六町餘の中、九百三十二町は、天武天皇二年に施入せられたものであり、九百九十四町が、天平十六年に施入せられたものである。天武四年に、親王をはじめ諸寺に賜へる山澤嶋浦林野陂池は、前も後もやめられたから、天武二年勅施入の分は、恐らく、資財帳に名をのこすのみではなからうか。天平十六年の勅施入分が、天武二年施入分とほぼ同面積であることも、收公されたものを復活した全然同一地ではないものとも考へられる但し確證はないとすれば、これもほとと天平勝寶元年の決定である大安寺一千町の意味が分る。興福寺の如きは、その一千町歩を充たすために新たにこの時越前國で九百二十九町の墾田地が施入せられた位であり、東大寺でも、この決定直後に、野占使が各地に派遣されて、墾田地の點定をしてゐるのである。かうしたことか

らみても、この時の墾田高の決定は、何等制限的抑制的意圖を含んでゐなかつたと考へられる。

元來、諸兄は、敏達天皇六世の孫である。その氏族的性格は古代的である。その性格は彼が藤原氏の後に政務を擔當してなした政策に明瞭にうかがわれる。天武以後天平初年までは、概して儒教的合理主義の上にすんで來た政治方針は、天平中期、即ち諸兄の時代になつて急激に佛敎的傾向をおびて來たのであつて、佛敎によるいわゆる政敎一致の現象が、彼の執政期にはじまつたことは、彼のもつ古代氏族的性格とは無關係ではないであらう。天平初年の聖武天皇に

は、むしろ儒教的色彩が濃厚であつたのである。

五

然るに天平勝寶八年二月諸兄は歿し、同年聖武天皇も崩ぜられ、その間、孝謙天皇の寵を得た藤原仲麻呂が臺頭し、天平寶字元年（AD七五一）大炊王を擁立して天皇とし（淳仁天皇）、自らは、令制後、最初の太政大臣の地位についた。元來、仲麻呂は、慶雲の昔、寺院整理の端緒をつくつた武智麻呂の二男で、性聰敏、尤も數學に秀でてゐたといふ才子であつた。彼は、大炊王擁立に先立つて新たににおかれたところの内外の諸兵事を掌る紫微内相の官に任じ、五條の勅令を發して、諸氏族の兵權を奪つた。その一に、諸氏の長上事に與らずして恣に己が族を集むることを得ず、二に、王臣の馬の數は格によつて限がある、それ以上に馬を畜ふる事を得ざれ、三に、令によるに隨身の兵各備法がある、それ以上に畜ふることを得ざれ、四に、武官以外のものが京裏に兵を持つことは前に已に禁斷したが、未だ止まない、宜しく所司に命じて固く禁斷すべし、五に、京裏をば二十騎以上集りて行くことを得ざれ、といふのである。彼が紫微内相になつた翌年、諸兄の子奈良麻呂の變があり、大伴佐伯の舊族である大伴古麻呂・同池主・佐伯全成・同古比奈及び多治比國人・同犢養・小野東人・賀茂角足等がその黨類として參加した。この年勝寶九歲六月廿九日奈良麻呂は一味の黨類を太政官院の庭に集めて結束を固め、七月二日を期して兵を擧げ、仲麻呂を殺して東宮（大炊王）を却け、右大臣藤原豐成仲麻呂の兄を招いて天下に號令せしめようとの策を定めた。ところがこれを事前に内通するものがあつて、七月二日の當日に未發の中に彈壓せられたのであつたが、この日天皇は詔して、陰謀の聞えがあるが、諸族はそれに迷ふことなく、己が門々の祖名を完うせよとさとされ、光明皇后も、右大臣以下群臣を召し入れ、令して、卿等は天皇の詔のまゝによく朝廷に仕へよ、ことに大伴佐伯は、古くから内の兵として仕へ來り、且つ大伴はわが族であるから、皆同心して皇朝を助け仕へまつるべきときに當つ

て、かゝるみにくき事の聞えあるは、汝等の不能によるものであらう、宜しく清心を以て皇朝を助けよと諭してゐる。仲麻呂の政治的性格が、此等大伴佐伯と全く對立してゐることを露骨に示した事件である。この仲麻呂の意見が政治上に行はれたのは、天平勝寶元年の孝謙天皇の即位の頃からであると考へられる。當時未だ橘諸兄は左大臣として太政官の首班を占めてはゐたが、恭仁京經營の失敗以來頗にその政治的地位はうすくなつてゐた。續日本紀の仲麻呂傳にも、彼が勝寶元年正三位大納言兼紫微令中衛大將となり、樞機の政獨りその掌握に出づとのべてゐる。

既に述べた如く、橘諸兄の政治は、佛敎的呪術的、古代的性格をおびてゐた。これに反して藤原仲呂の政治は、儒敎的合理主義的性格をおびた具體的には唐風の政治である。外面的には、わが國では他に例のない四字年號を用ひるとか、紫微中臺とか、乾政官（太政官を改稱）とか信部省（中務省の改稱）とか禮部省（治部省の改稱）とか、令制の八省名とそ
の官名を唐風に改めたことや、聖武上皇に勝寶感神聖武皇帝、孝謙上皇に上臺寶字孝謙皇帝、光明皇后に中臺天平應眞仁
正皇太后、淳仁天皇の父舍人親王に崇道靈敬皇帝とかの唐風尊號をおくり、更に歷代天皇の漢風諡號を定めた如きこれ
である。更に天平寶字元年五月、藤原不比等の刊修した養老律令を始めて施行し、閏八月山階寺維摩會を再興しようとして
は、天智天皇の世における曾祖鎌足の近江令制定の功を追想してゐることは、彼の律令主義がうかがわれる。令制では十
分の五であつた正税の利を十分の三と改め天平勝寶、六年九月、令制上公民の最大の負担であつた六十日間の雜徭を半に減じ天平寶
字元年
八、また百姓が成童の歲輕徭に入り（中男）、既冠の年則ち正役に當る（正丁）勞苦をゆるめるため、令制では十七歳よ
り中男に入つて雜徭に服したのを十八歳以上とし、二十一歳から正丁となつたのを二十二歳以上とし天平勝寶、六十一歳
九歲四月
を老丁としてゐるたものを六十歳、六十六歳以上を耆としてゐたものを六十五歳以上と改める天平寶字、二年七月
の變更を加へてゐるけれども、これらは何れも當時かなり動搖しつゝあつた律令の公民主義に徹するための修正に外なら
ない。かうした彼の政治は、當然土地政策にも影響を及ぼさぬ筈はないのであつて、伊賀國や越前國の東大寺田を沒收し

て百姓に班給したり東雨院文書天平神護二年十月二十一日越前國司解隱没田の勘出を行はしめるために巡察使を諸國に派遣するなど、田地公有主義は、再び勵行されるかの如き觀を呈した。然し彼の田地に對する政策は、公民に對するほど律令精神に徹して居らず、

むしろ彼自身その律令的權威の上に、大土地所有者と化しつゝあつた。拙稿「莊園不輸性の根」源（日本歴史四六號）對公民策においてあれ律令主義に徹した彼が、墾田永代私有令に何等の變更を加へなかつた理由がこゝにうかがわれる。彼の儒教主義律令主義が、多分に彼自身の權勢を誇示するためであつたといわれる一つのあらはれである。彼は、藤原氏が大土地所有貴族となる最初の人であつた。天平十五年の墾田令の修正が加へられたのは、彼仲麻呂が、天平寶字八年己れに代つて天皇の寵を得て勢力を得て來た僧道鏡を除かうとして失脚した直後である。仲麻呂がこの年道鏡を除かうとして失敗し、自が所有地を設定した越前に奔らうとして近江に敗死した翌天平神護元年（A D 七六五）三月、勅して、天平十五年の墾田永代私有令以後、天下の諸人は競つて墾田をなし、勢力の家は百姓を驅使して貧窮の百姓は自存する暇もないと、勢家の墾田經營による弊害を指摘して、この弊を除くため、自今以後は一切これを禁止する、但し、寺院が先きに點定して開墾してゐるところは禁じない、また當土の百姓は、一―二町をみとめるとした。この二ヶ條の例外をみとめたところに、有勢家の墾田經營が農民を苦しめるといふのが、單なる口實にすぎないことを示してゐるのであつて、その根底には、僧侶對貴族の對立が横つてゐるのであつた。この再禁令は、王臣家が私に武器を貯へることの禁令と、守關の國である伊勢美濃越前は三國の百姓、及びそれ以外の國でも有力の人を王臣の資人に充てることを禁ずる禁令と同日に發せられたものである。後二者は仲麻呂の亂に連坐して廢された淳仁天皇の復辟運動に備へるためのもものではあつたが、それと同時に墾田再禁が行はれたことは、これを機會に貴族の勢力を削らうとする僧綱の露骨な意圖をうかがふことができる。この再禁が、寺院にとつて頗る有利に展開したことは、この翌々年、越前國の豪族礪波臣志留志が東大寺に己が墾田一百町歩を獻納し、左京の人荒木田忍國も墾田一百町を西大寺に施入し、更に翌々年には武藏國の人大伴部赤男が墾田一百町を西大寺に獻するな

ど、地方豪族の寺院への墾田地施入が目立つてくることによつてうかがわれる。墾田所有者たる地方豪族は、寺院と結びつくことによつて、自らはその經營にも参加して、以て土地への關心をみだし、而も寺院の下に墾田地は集中する、といふ現象を生じてゐる。神護景雲元年、播磨國饒磨郡にある四天王寺の墾田二百五十五町は、戊申年に收公して百姓の口分田として班給して、その替りを寺に與へずにおかれたのを、この年大和・山背・攝津・越中・播磨・美作等の國の乗田没官田を施入して補ひ、翌年には、大宰府が觀世音寺の墾田を收めて百姓に班給したことを以て「深く道理に乖く」として、百姓に班給した田地を再び寺に捨入せしめたこと續日、その翌年 神護景雲三年、その翌年本紀には、播磨國饒磨郡草上驛々子等の口分田一百七十町を收めて四天王寺に捨入し、その代りに人々の位田を回收して百姓の班給したが、その地が隣の郡にあるために百姓等の居と遠く隔たり、百姓等を苦しめたこと九條家本延喜式裏文書實龜四年二月十四日官符(靈樂遺文卷上)などは、墾田禁止令に示された精神とは全く正反對である。天平神護元年の墾田再禁令は、全く僧綱が貴族の羽翼を斷つことを目的としたものといわざるを得ない。貴族の土地集中は禁止するが、寺院の土地集中は禁止してゐないばかりか、むしろこれを促進する内容をもつこの墾田再禁令は、律令主義にもとづいたものとはなし得ない。元來律令の僧尼令は、僧尼の戒饒的取締の規定にみたまされてゐる。かうした律令に、道鏡一派が違法的であることは、到底望まれない。

六

孝謙天皇重祚の稱徳天皇が皇嗣を定めずに崩するや、右大臣吉備眞備は、天武天皇々子長親王の子で、賜姓して臣籍に列してゐた大納言文室淨三を後嗣として推したが、藤原百川・同永手・同良繼等はこれに反對し、淨三も亦固辭したので、更にその弟參議文室大市を立てようとしたが、これ亦固辭した。この間に藤原百川は、ひそかに永手・良繼とはかり、僞つて宣命を作つて遺詔と稱し、諸王のうち最も年齢の高い大納言白壁王を皇太子となすと令し、諸仗に命じて白壁

王をまもらせて即日皇太子とし、三關を固め近江の兵三百騎を徵發して宮廷を守護せしめた。吉備眞備もなす術なく、長生して却つてこの恥とみるとて、翌年致仕し、ついで隱居した。

元來、吉備眞備は靈龜二年に入唐し、彼土において經史をきわめ諸藝を兼ね修めて、その名聲は唐においても名高く、天平七年歸朝して、唐禮・曆學・音樂に關する書籍器具及び武器を獻じ、共に歸朝した僧玄昉と共に新智識として宮廷に信任せられ、天平八年には東宮（孝謙天皇）の師として禮記・漢書を講じ、橘諸兄の執政には玄昉と共に政治的顧問格となつたものの如く、天平十二年の廣嗣の叛亂は、吉備眞備は未だ單なる大學助にすぎなかつたに拘はらず、時政の得失を論じて、眞備と玄昉を除くことが、その口實とされたほどである。然るに、天平勝寶元年頃から藤原仲麿が勢力を得てくると、筑前守にうつされ天平勝寶二年て都を逐はれ、天平勝寶四年遣唐副使となつて再度入唐し、歸朝後も、大宰大貳として都に容れられず、七年漸く造東大寺長官となつて中央にかへつた。翌年、仲麻呂の叛が起つたときには、朝廷の軍議に參畫し、功によつて參議に任じ、中衛大將を兼ね、三年目には早くも右大臣にのぼつた。儒者として大臣となつたものは、眞備が初であり、後にも菅原道眞一人あるだけである。この早い昇進が、彼が嘗て孝謙天皇の師であつたことの外に、道鏡との關係も深かつたことが推測される。神護景雲三年、勅によつて、大和國造大和宿禰長岡と共に刪定律令を撰し、但しこれは延暦十年になつて始めて施行された。そのとき「事有不允、寢而莫行、數十年後、乃始頒下」とみえる。また大學の釋奠の儀が充分でないのを慨いて、禮典によつて器物を備へ、禮容をととのへた。かうした經歷が示すやうに、彼の教養は、正しく儒教的・唐朝的であり、その著「私教類聚」は顔氏家訓を範としてゐるといへる、古代的な政權と結びついてゐることを示してゐる。こうした矛盾は、彼が古代的な豪族吉備國下道氏の出自であるといふところに出てゐると考へられる。個人的な教養が、傳統的因習的性格を變革し得なかつたところに、彼の矛盾が生れたのであつて、個人的な教養にも拘はらず、民族的には律令精神と對立する立場に立つた所以である。

かくして、吉備眞備の反對を押し藤原氏に擁立せられた光仁天皇は、これまで文武以來の歴代天皇と異つて、天智天皇皇孫である。この光仁天皇の政治の性格は、更めて言ふまでもない。しかも寶龜三年（AD七七一）十月に至つて、さきに天平神護元年に出された墾田再禁令は解かれて、自今以後は意に任せて開墾せよ、但しその勢を假りて百姓を苦しめるものは、嚴禁を加ふべしとの官符が發せられた類聚三代。この解禁は、律令主義に復歸しようとする光仁天皇の政治とは格十五矛盾する。然しこれが天平神護二年以來左大臣の職にあり光仁天皇擁立の功勞者の一人である藤原永手が歿した寶龜二年に、その後をついで太政官の首班を占めた大中臣清麻呂の宣によつて發せられたことは注目に値する。當時、寶龜二年大中臣清麻呂が右大臣となつたと同日に、中納言から内大臣に任ぜられた藤原良繼が居て。良繼は「專政得志、升降自由」と公卿補任に註せられるほどの政治勢力をもち、類聚三代格によれば、寶龜二年八月十日の月六齋日並寺邊二里内に殺生を禁斷するの官符、翌年五月二十二日國飼馬の專當官人をおかしめる官符、五年三月三日四天王寺に四天王像を造ることを命じた官符、同年五月十七日漂着せる新羅人を放還すべきことを大宰府に命じた官符等々、この前後に出された官符の殆んどは、内大臣宣によつてゐる。右大臣（大中臣清麻呂）宣によるものは、僅かにこの墾田再禁令と、寶龜四年十二月、神琴生二人をして神琴を習はしめることを命じた官符の二回だけである。後者は、彼が神祇伯であつたことから、當然といへるとしても、墾田再禁令の官符が、彼の宣によつて出されたことは、特殊の意味を含むものと考へざるを得ない。元來、大中臣清麻呂は、はじめ中臣氏を稱し、神祇奉仕の功によつて大中臣の氏を賜つたものである。中臣氏は藤原氏と同族であるとはいへ、特に舊姓に復して神祇祭祀を世職とする家柄であるだけに、その民族的性格が、古代的であるのは當然であらう。清麻呂自身、神護景雲三年に、「兩度任神祇官、供奉無失」を賞せられて大中臣の姓を賜つたものであり、天平十九年神祇大副から尾張守に遷任したとき、上皇御不豫があつたので、時の人は祭主清麻呂を畿外に遷任した祟であらうと稱したといふ。清麻呂個人にも、古代的匂が強く發散してゐたのである。

七

寶龜三年の墾田解禁令以後、三度び墾田を禁止する令は發せられなかつた。勿論八世紀後半から九世紀にかけて、田野占有に關する幾多の官符は出されたけれども、それは、寶龜三年の「百姓を苦しめるものは嚴禁を加ふべし」との但し書きによつて行はれたものであつて、全面的な禁止は遂に行はれなかつた。律令における土地公有主義は、寶龜以後においては、全く守勢的立場をとるにすぎず、歩一步と退いて、莊園の發展を見るに至るのである。而もこの間に、律令主義の立場をとつて守勢にとめたのは、矢張り藤原氏に外ならなかつた。

このことは近刊豫定の拙稿「貴族政治とその背景」(朝倉書店日本歴史講座)の中においてふれた。

かくて、大化の土地公有制が破れて墾田私有制が進展したことは、律令體制によつてその地歩を固めて行つた官僚 \parallel 藤原氏に對する古代民族的 \parallel 大伴的な勢力の相剋として行はれたものであるとはいひ得ないであらうか。藤原的なものも大伴的な民族も、共に支配階級に屬する貴族として、その階級的利益の支柱として天皇制を支持したことは、共通であつたであらう。然し利益分け前の礎り方において兩者が對立したのである。しかもこの對立は、ひろく社會全般に影響を及ぼさずにはゐなかつたのである。

Ōtomoistic and Fujiwaraistic in the Eighth Century

by R. Takeuchi

Political influences in Japanese State of the eighth century contained two opposite political influences in various senses, namely the powerful clans and the nobles, the paterfamilias and the administrative officials, the politicians and the bureaucrats. Of the two influences, one is represented by the *Ōtomos* 大伴氏, the other by the *Fujiwaras* 藤原氏. Opposition and discord of those two influences had great effects on the development of the great land property of the nobles and powerful clans in the eighth century. The nationalization system of field, which was enacted in the Reformation of *Taika* 大化, became loose gradually by the law of A. D. 723 which allowed land-holding for three generations or one, the order of A. D. 743 which allowed the eternal possession of field, and the re-prohibition of the reclamation in A. D. 765 and the release of the latter in A. D. 771. These orders were all enacted under the administration of *Ōtomoian* politicians. On the contrary, the *Fujiwaras*, playing the part of defending the *Ritsuryō* 律令 system which ordained the nationalization of field, always endeavoured to amend the *Ōtomoian* orders.